

環境衛生組合 連合会だより

きれいなまち・住みよい まち福津を目指して

事務局 うみがめ課(津屋崎庁舎)
☎52・4952



保存版

マナーアップ福津 *manner up!*

犬のふんの後始末は飼い主のマナーです!

① 道路や公園、街路樹の植え込み、田んぼのあぜ、果ては人の家の玄関先まで、犬のふんが放置され、多くの人が迷惑しています。

特に早朝や日が暮れてからの犬の散歩は、他人の目が見えないせいか、放し飼いをしたり、ふんの後始末をしなかつたりする人が多いようです。

② 散歩中に犬のふんを土に埋めるのもマナー違反です。ふんを介して病気が広がることがあります。大事なペットの健康を守るためにも、ふんは必ず持ち帰ってください。

③ ペットは、飼い主にとって大切な家族です。しかし、ふん尿や鳴き声、放し飼いだなどで、近隣の人は大変迷惑します。何よりも近隣に迷惑をかけることが大事です!



自分の猫のふんや尿の後始末をしていますか?

飼い猫が他人の敷地に入り込み、ふんや尿をするなどで迷惑しています。飼い猫は室内で飼うなど近隣に迷惑を掛けないようにしましょう。



無責任に野良猫に餌を与えていませんか?

野良猫に餌を与えていると多数の猫が集まり、ふん尿や鳴き声、爪あなど近隣の人が大変迷惑します。

飼うのであれば、きちんと責任をもつて飼いましょう。



また、他人のペットに餌を与えるのもやめましょう。思わぬ病気を引き起こす原因になります。

散歩の際には必ずリード(散歩用のしも)をつなぎ、ふんを拾うための袋とスコップを持っていきましょう。

持ち帰った犬猫のふんは、可燃物の袋で燃やすごみとして、出すことができます。



家庭のごみを燃やすのは禁止されています



紙類、ビニールなどを燃やすと悪臭、煙、すすが発生し、これらは思った以上に広がります。「たまになら良いかな」「少しだから構わないや」「誰も見ていないし」では許されません。お互い顔見知りだとなかなか注意しにくいものです。家庭から出るごみの焼却は近所迷惑です。絶対にやめましょう。また、暖炉から発生する煙が近所の迷惑になる場合もありますので注意しましょう。

その他プラ(ビニール)・庭木の剪定くずは月に一度実施されている分別収集に出してください。資源としてリサイクルされます。

家庭でのごみ焼却は、平成13年4月1日から法律(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)で禁止されています。

ただし、焼却温度が800℃以上で、焼却温度が測定できるなどの新構造基準に適合した焼却炉を使用している場合は、一部例外が認められています。

駆除剤を無料配布中!

市環境衛生組合連合会では、ネズミとキブリの駆除剤を配布しています。希望する人は市うみがめ課(津屋崎庁舎)・市財政課(福岡庁舎)または、ポランティアハウス(JR福岡駅前)までお越しください。

ネズミの駆除について

家にネズミが住み着いてお困りの人が多くいます。ネズミの予防対策と駆除方法についてご紹介します。

① 予防には家の中にネズミが侵入することを防ぐことが重要です。そのためには入口になつている穴や隙間をふさぐ必要があります。道具には金網や防鼠パテ、ねずみ返しなどが用いられます。また、ネズミの餌や巣の材料(新聞紙や布など)を提示しないよう日頃の整理整頓も大切です。

② 駆除にはネズミを直接捕獲する方法と薬を使う方法があります。捕獲にはとりもちが付いたネズミ捕りやネズミ捕りの力ゴなどが用いられます。薬を使う方法はネズミに毒餌を食べさせるといったものです。薬には1回もしくは数回で効果を示すものと連続摂取によって効果を示すものがあります。薬はそのまま置くよりも、餌と混ぜて与える方がより効果的です。

応募者全員に参加賞があります!

「環境」や「健康」に関する呼び掛け、希望、意気込み、危機感など、あなたの想いを文字にしてご応募ください。

標語大募集 *call for entries*

対象 市内に住んでいる人、通勤・通学している人
募集内容 標語は一人一作品で字数制限はありません。官製はがきまたは市うみがめ課に置いている応募用紙を利用し、住所、氏名、年齢、電話番号を忘れずに記入してください。
テーマ テーマは「環境」「健康」に関する分野です。例えば、「環境」はごみ減量、リサイクル、リユース、買い物袋持参、生活排水、不法投棄やポイ捨て、河川浄化、自然保護、環境破壊など、「健康」は食生活、運動、気分転換などです。
表彰 入賞者には10月上旬に通知し、環境フォーラムinふくつ(11月6日)で表彰し、記念品を差し上げます。なお、入賞作品は同会場に展示します。

募集期間 7月29日(金)～9月2日(金)
受付・問い合わせ 福津市地区環境衛生組合連合会事務局(津屋崎庁舎:うみがめ課清掃対策係内) ☎52・4952
その他
 ◆ 応募作品は、福津市地区環境衛生組合連合会で選考します(応募作品の著作権、著作権は連合会に帰属します)。
 ◆ 市内の小・中・高等学校の児童・生徒の皆さんは、学校に提出してください。

生ごみ処理容器を使ってみませんか

私たちが生活していく上で、どうしても生じる生ごみ。少しでも生ごみを減らすと頭を悩ませている人もいるのではないのでしょうか。生ごみ処理容器を利用することで、環境にやさしく、生ごみを減らすことができます。

市では生ごみ処理容器及び電気式生ごみ処理機の購入に対して、本体価格の二分の一を補助しています(上限生ごみ処理容器30000円、電気式生ごみ処理機2万円)。詳しくは問い合わせください。

問い合わせ 市うみがめ課(津屋崎庁舎) ☎52・4952

